

2019年市議会6月通常会議 意見書（案）

意見書（案）第10号	プラスチックごみの規制強化で排出削減に取り組むことを求める意見書
意見書（案）第11号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
意見書（案）第12号	実効性のある幼児教育・保育の無償化を求める意見書
意見書（案）第13号	（仮称）労働者協同組合法の早期制定を求める意見書
意見書（案）第14号	信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書
意見書（案）第15号	子どもの生命を守る交通安全対策と財源確保を求める意見書
意見書（案）第16号	難聴者（児）対策の早期充実を求める意見書
意見書（案）第17号	消費税率引き上げの中止等を求める意見書

プラスチックごみの規制強化で排出削減に取り組むことを求める意見書（案）

【共産党提案】

2019年5月に有害廃棄物の国境を越える移動を規制するバーゼル条約附属書が改正され、汚れたプラスチックごみが規制対象に加えられた。東南アジアなどの発展途上国に輸出された大量のプラスチックごみが適切に処理されず、海洋汚染を引き起こしていることが改正の背景にある。当該条約は2021年に発効し、それ以降は国内処理が原則となり、相手国の同意のない輸出は禁止されることから、多くのプラスチックごみの処理を輸出に委ねてきた日本は、従来の対策を抜本的に見直すことが求められる。

世界では年間3億8,000万tのプラスチックが生産されているが、その半分は一回限りの使い捨てである。毎年800万tのプラスチックが陸から海へと流れ込み、このままでは、2050年までに海のプラスチックごみが魚の総重量を超えるとされている。海洋生物がポリ袋やプラスチックストローを飲み込み、衰弱して死に至るケースや、プラスチックごみを飲み込んだ海鳥が有害物質を体内に蓄積してしまう例もある。また、5mm以下のマイクロプラスチックが魚や貝からも見つまっているなど、生態系に与える影響は深刻化しており、海洋プラスチックごみをはじめ、プラスチックごみ対策は地球の環境を揺るがす大問題である。

日本は、1人当たりの使い捨てプラスチックの廃棄量が米国に次いで世界で2番目に多いが、対策は立ちおけている。日本は年間900万tのプラスチックごみを排出しているが、中国が2017年末に輸入を禁止したため国内での処理が追いつかず、プラスチックごみが保管場所に山積みされる、さらには、不法投棄されるといった事案が相次いでいる。特に、プラスチックごみの8割近くを占める産業廃棄物には対応しきれておらず、今回の輸出規制に対して迅速に有効な対策を取らなければ深刻な事態に拍車がかかることになる。

政府は、プラスチック資源循環戦略において、2030年までに使い捨てプラスチックの排出を25%抑制することなどを打ち出しているが、そのためには、プラスチック製造企業の自主的努力に任せるとはならず、不必要なプラスチック製品を生産しないなど、根本的な削減対策に取り組む必要がある。

よって、国及び政府においては、プラスチックごみの規制強化で実効性のある排出削減に取り組むことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

【共産党提案】

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になっている。

また、最近では、加齢性難聴によるコミュニケーションの減少は、会話によって脳に入る情報の減少をもたらし、脳の機能を低下させ、鬱や認知症につながると考えられているところである。

このような加齢性難聴が引き起こす問題の解消には補聴器の使用が有効である。補聴器の使用は生活の質を保つとともに、鬱や認知症の予防にもつながると考えられる。

しかし、日本は、難聴者率では欧米諸国と大差がないにもかかわらず、補聴器の使用率は、欧米諸国の 30%から 50%に対して 14.4%と極めて低い。日本で補聴器の普及が遅れているのは補聴器購入に対する公的補助が限定されていることが大きな要因である。欧米では、医療の問題として補聴器購入に対する公的補助制度があるが、日本では障害者手帳を持つ重度の難聴者以外には公的補助制度がない。

補聴器の価格は、片耳当たり概ね 3 万円から 20 万円、両耳となると倍以上となる高額であるにもかかわらず、医療保険が適用されない。身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は補装具費支給制度により 1 割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで約 9 割は全額自己負担で購入している。このような状況では、特に低所得の高齢者は補聴器を購入することはできない。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる補聴器の普及促進のためには公的補助が必要である。すでに、一部の自治体では補聴器の有効性に鑑みて高齢者の補聴器購入に対し補助を行っているところであるが、今後、補聴器のさらなる普及を図るためには公的補助の拡大が不可欠である。

よって、国及び政府においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

実効性のある幼児教育・保育の無償化を求める意見書（案）

【共産党提案】

第 198 回国会で子ども・子育て支援法が改正された。幼児教育・保育の無償化の実施が決定したが、詳細な制度設計が検討されないまま制度の 10 月実施だけが先行し、無償化の対象も含めさまざまな矛盾が明らかになっている。

無償化の対象となるのは、認可保育所、幼稚園などを利用する 3 歳から 5 歳の原則全世帯、0 歳から 2 歳の住民税非課税世帯であるが、認可外保育施設を利用する 3 歳から 5 歳世帯についても、費用の上限つきで対象としている。

認可外施設を 5 年間の経過措置で対象とすることは、指導基準すら満たさない、保育士が一人も配置されないなど保育の質が担保されていないことを容認し既成事実として認めることになることから、保育施設における子どもの安全が守れない事態が広がるとの懸念や批判が相次いでいる。政府は、指導を強めるというが、それを実施できる体制は整っておらず、悪質な施設をチェックできる保証はない。

さらに、これまで保育園では 3 歳以上の子どもを含め、副食材費等が公的な保育所運営費に組み込まれており、保護者からの実費徴収は主食費に限られてきたが、給食費が無償化の範囲から外され、以前には負担のなかった副食材費も実費徴収となる。給食はまさに教育・保育活動の一環であり、本来無償化の対象に含めるべきものである。

幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てる環境を整える上で重要な取り組みであることは言うまでもない。待機児童解消とともに政治の責任で推進すべき課題である。

よって、国及び政府においては、待機児童解消の取り組みと合わせて、幼児教育・保育無償化がより実効性の高いものとなるよう国の責任において、以下の項目を実現するよう強く要望するものである。

記

1. 幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、地方自治体の著しい財政負担にならないように、国において必要な措置を行うこと。
2. 幼児教育・保育を担う地方自治体の事務に十分配慮し、制度に関する詳細な情報を早急に明らかにすること。
3. 幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、認可外保育施設の保育の質を確保するよう必要な施策を講じること。
4. 給食費についても無償化の対象とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(仮称) 労働者協同組合法の早期制定を求める意見書 (案)

【公明提案】

我が国では、少子高齢化により生産年齢人口が減少しており、地域のさまざまな場面で問題が生じている。とりわけ、営利企業の参入が期待しづらい分野においては、労働力の不足などにより事業所の運営に支障を来すといった事態も招いており、大きな課題となっている。

一方では、年齢や性別を問わず、各自のライフスタイルを尊重した働き方へのニーズも高まっており、地域課題の解決と一人ひとりに合った労働環境を同時に実現する方策が求められている。

その方策の一つとして、労働者自身が事業資金を共同出資し、自ら運営にも参画しつつ、介護や子育て等の多様な地域ニーズに応じた事業に取り組む労働者の協同組合に係る新たな法人制度の創設を求める声が高まってきている。

この労働者による協同組合は、自分らしい主体的な働き方を実現するとともに、多様な就労機会を創出し、さらには、その就労により地域の課題を解決するものであり、国会においても、従前から超党派議連による協同労働に係る法制化が議論されてきたが、実現には至っておらず、法制化されていないことが社会的な理解や広がりをも阻む一つの要因となっている。

現在、改めて諸問題を整理の上、(仮称) 労働者協同組合法案として議論が行われていると認識しているが、我が国の労働環境の変化などの実情を踏まえれば、当該法律の制定は喫緊の課題であると考えらる。

よって、国及び政府においては、地方創生や一人ひとりが活躍できる社会の実現のため、協同労働に係る法制化に向けて、下記のとおり推し進めるよう強く求めるものである。

記

1. 出資と労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利法人である(仮称)労働者協同組合の設立を可能とするため、(仮称)労働者協同組合法を早期に制定すること。
2. 簡便な手続きで設立できるようにするため、(仮称)労働者協同組合の設立は、準則主義によるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書（案）

【公明提案】

我が国の基幹統計である毎月勤労統計調査に係る不正調査案件や、それに続く賃金構造基本統計調査に係る不適切な取り扱い、政府統計に対する国民の信頼を著しく失墜させる結果となった。特に、雇用保険の給付については、平成 16 年以降過少給付を行っていたなど、2,000 万人近い国民に経済的損失を与えており、一日も早い追加給付が求められるところである。

こうした事態を受け、厚生労働省では、毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会の検証作業や総務省行政評価局による賃金構造基本統計調査に係る検証作業が実施され、関係者の処分などが行われたところであるが、今なお、国民の疑念は払拭されていない。

政府統計に対する国民の信頼失墜は、すなわち政府に対する不信につながることから、さらなる徹底的な点検・検証作業と、具体的な再発防止策を明確にする必要があると考える。

また、政府においては平成 27 年から統計改革に取り組んでおり、E B P M を推進した結果、今回の事案が浮かび上がったとも考えられるが、総務省の統計委員会が行った一斉点検では、56 の基幹統計のうち 23 統計までもが何らかの問題が指摘される事態となっており、統計が国の各種政策の基礎であることに鑑みれば、信頼される政府統計を目指してさらなる改革が必要である。

よって、国及び政府においては、下記事項の取り組みを進めるよう強く求めるものである。

記

1. 統計委員会において基幹統計及び一般統計に係る徹底した総点検と再発防止策の策定を進めること。
2. 統計委員会の位置づけの検討や分散型統計行政機構の問題点を整理すること。
3. 統計に係る予算・人材について見直すこと。
4. 統計に係るガバナンス、コンプライアンスのあり方について見直すとともに、必要に応じて法律を改正すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

子どもの生命を守る交通安全対策と財源確保を求める意見書（案）

【全会派提案】

令和元年5月8日に本市の県道交差点において、園外保育の散歩中に信号待ちをしていた保育園児13名と保育士3名が自動車同士の衝突事故の巻き添えに遭い、保育園児2名が死亡、1名が意識不明の重体となり、保育士を含む13名が重軽症を負うという痛ましい事故が発生した。

本市の事故の直前には、東京都豊島区で横断歩道を渡っていた母子らが暴走した車にはねられ10人が死傷した事故、神戸市で市営バスが横断歩道を渡っていた歩行者をはね8人を死傷させた事故など、悲惨な事故が相次いで発生している。

政府においては、通学路の安全確保に優先的に取り組んでおり、平成25年度時点で約74,000カ所あった対策必要箇所について、平成27年度末現在で全体の9割以上となる約69,000カ所で対策が施されており、引き続き関係省庁において、安全確保対策に全力を挙げているところである。

また、地方公共団体においても、教育委員会、学校、警察及び道路管理者等による推進体制を構築し、通学路を中心とした交通安全確保に向けた対策を進めているが、本市での事故を契機に、通学路に加え保育園の散歩コースの安全点検が急務となり、各地で危険箇所の解消に向けた取り組みが始まっている。

当該コース上の箇所によっては、車止め、グリーンベルト、ガードレールの設置等ハード面の対策、あわせて、散歩等の園外保育の見守り制度の創設、交通安全啓発の充実といったソフト面の対策など、双方からの安全対策が求められる状況にあり、相当の財源が必要と見込まれる。

よって、国及び政府においては、子どもの命を守るための交通安全対策強化を推進するため、下記の取り組みを実現するよう強く求めるものである。

記

1. 国道等における必要な安全対策を一層推進すること。
2. 車止め、グリーンベルト、ガードレールの設置等ハード面の安全対策に必要な経費に対する恒常的な財政支援を行うこと。
3. スクールガードと同様、散歩等の園外保育の活動において見守り等を行う(仮称)キッズガードの制度の創設及び活動従事者の事故等に対する保険加入への補助や謝礼、また交通安全啓発の充実に向け必要となる財源の確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

難聴者（児）対策の早期充実を求める意見書（案）

【湖誠、新和、公明、市民ネ、協生提案】

世界保健機関（WHO）の研究によれば、全世界でおよそ4億6,600万人の人々が日常生活に支障を来すほどの聴覚障害を抱えており、そのうち3,400万人が子どもであるとされている。これは、人口の約5%の人々が何らかの聞こえの問題を抱えていることをあらわしており、我が国の人口に置き換えれば、実に600万人以上となる。

世界保健機関（WHO）は、聴覚障害を予防し、診断し、対処することは、費用対効果が高く、個々人にも大きな恩恵があるとし、補聴器や人工内耳その他の補助器具を使うこと、映像に字幕をつけることや手話、教育的で社会的なサポートの重要性に言及している。

現在、我が国においては、軽度・中等度の難聴児に対する健全な言語習得や社会性発達を目的とした補聴器購入費補助制度が多く自治体で実施され、また高度・重度難聴者に対する障害者補装具としての補聴器給付や軽度・中等度難聴者が治療のため補聴器を購入した場合に医療費控除が受けられる制度が創設されており、今後も難聴者（児）の早期発見と早期治療に資する対策を一層充実させることで、全ての難聴者（児）の日常生活の利便を向上し、社会参加を促進することにつながると考えるものである。

よって、国及び政府においては、世界保健機関（WHO）からの指摘も踏まえ難聴者（児）対策の一層の充実を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

消費税率引き上げの中止等を求める意見書（案）

【共産党、市民ネ提案】

内閣府が 2019 年 6 月 10 日に発表した 2019 年 1 月から 3 月期の国内総生産の改定値は前期比 0.6%増と低い伸びにとどまり、個人消費においては減少するなど経済情勢の厳しさが浮き彫りとなっている。政府が 6 月 18 日に発表した月例報告での景気全体の判断では「輸出や生産に弱さが続いているものの緩やかに回復している」として前月の判断を据え置いたものの、米中摩擦など世界経済の不透明感が強まれば堅調とされてきた内需にも影を落としかねず、内閣府の景気ウォッチャー調査において 5 月の現状判断指数が 3 年ぶりの低水準に落ち込んでおり、消費者心理の強さを示す消費者態度指数も下落が続いている。

政府は 10 月からの消費税率引き上げを実施するとの姿勢を崩していないが、消費拡大による景気回復が十分に果たされていない現在の経済情勢の下での消費税率の引き上げは、消費の落ち込みを招きかねず行うべきではない。

また、消費税率引上げに併せて実施される軽減税率とポイント還元制度については、高所得者ほどメリットが大きく逆進性を助長するとの指摘がされていることや、消費税の増収分が充てられる幼児教育無償化については、保育料が高い 0 歳児から 2 歳児の保育においては対象が一部の世帯に限られることなど、景気、少子化対策ともに十分であるとはとても言いがたい状況である。

よって、国会及び政府においては、2019 年 10 月に予定されている消費税率の引き上げを中止し、所得、資産及び法人の各分野における総合的な税制の公平化を図られるよう、強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。